

贈収賄防止方針

本方針は、ジーテクトグループの企業及び役職員が企業活動において日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA: Foreign Corrupt Practices Act）、英国の贈収賄法（UKBA: Bribery Act）等の各国の贈賄規制法制を十分に尊重し、これを遵守することを目的として策定する。

我々は、本方針が禁止する贈収賄行為を一切認めないことをここに宣言する。

（適用範囲）

- 第1条 本方針は、ジーテクトグループに所属するすべての企業（子会社・関連会社を含む。以下「各企業」という。）及びその役職員（以下「各企業役職員」という。）に適用する。
- 2 各企業及び各企業役職員は、所在する国又は地域における贈収賄に関する法令（以下「関連法令」という。）を十分に確認し、これに違反しないよう注意しなければならない。

（贈賄の禁止）

- 第2条 各企業及び各企業役職員は、公務員又は公務員と密接な関係を持ち実質的に公務員に準じる者（以下「公務員等」という。）に対して、営業上の不正の利益を得るために、金銭その他の利益を供与し、または供与の申込または約束をしてはならない。
- 2 各企業及び各企業役職員は、公務員等から前項の行為を要求された場合は、明確にこれを拒絶し、状況に応じて関係当局に通報する。
 - 3 各企業及び各企業役職員は、公務員等以外の者に対して、適法かつ一般的なビジネス慣習の範囲を超えて、金銭その他の利益を供与し、または供与の申込または約束をしてはならない。
 - 4 通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払（ファシリテーション・ペイメント）が実態として要求されうる地域に所在する企業及びその役職員は、関係当局（外務省、日本大使館・領事館、ジェトロ、JICA等）と協調し、その解消に向けた取り組みを検討する。

（収賄の禁止）

- 第3条 各企業及び各企業役職員は、取引先等の社外者から適法かつ一般的なビジネス慣習の範囲を超える金銭その他の利益の供与を受けてはならない。

（記録化）

- 第4条 各企業は、事業に関する簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引又はその誤解を与えるような取引の防止のため、全ての取引及び資産の処分については、適時・正確に会計記録を作成し、保管する。

（組織体制）

- 第5条 ジーテクト（日本本社）の役員から選任されたコンプライアンスオフィサー（以下「コンプライアンスオフィサー」という。）は、ジーテクトグループのコンプライアンスを統括する。コンプライアンスオフィサーは、本方針が適切に運用されるよう絶えず監視するとともに、問題ある場合はジーテクト取締役会に報告する。
- 2 各企業は、自社の経営陣の中からコンプライアンス責任者を選任し、贈収賄防止を含めたコンプライアンスを取り扱う委員会を設置する。

- 3 各企業は、匿名で通報が可能な内部通報窓口を設置する。各企業のコンプライアンスを取り扱う委員会は、その存在の啓発活動を積極的に実施する。
- 4 各企業のコンプライアンスを取り扱う委員会は、賄賂を公務員等から要求された場合又は賄賂を公務員等に支払った可能性があることが発覚した場合、速やかにコンプライアンスオフィサーに状況報告し、連携して調査ないし問題の対応に取り組む。

(社内規程の策定)

- 第6条 各企業は、関連法令及び現地の実情を考慮して、必要に応じて弁護士その他の専門家と相談の上、本方針を具体化する社内規程を策定する。社内規程は、コンプライアンスオフィサーの承認を受けなければならない。
- 2 各企業は、関連法令、本方針又は社内規程に照らして不適切な行為を犯した役職員に対しては、その地位にかかわらず、社内規程に基づいた厳正な処分を下す。

(教育)

- 第7条 各企業は、贈収賄防止の教育を、研修等を通じて、継続的に実施する。
- 2 前項の教育の内容は、関連法令、本方針及び社内規程の理解を基本としつつ、贈収賄の具体例を交えた実践的な内容とする。

(取引先への協力要請)

- 第8条 各企業は、取引先が関連法令、本方針及び社内規程に照らして不適切な行為を犯さないよう、取引先に対して協力を要請する。
- 2 各企業は、取引先による関連法令、本方針又は社内規程の違反が発覚した場合は、速やかな是正を求め、是正が見込めない場合は、取引関係の解消を含めた措置を検討する。

(監査)

- 第9条 コンプライアンスオフィサーは、各企業の本方針及び社内規程の遵守状況を定期的に監査し、その結果をジーテクト取締役会に報告する。
- 2 各企業は、前項の監査の結果について、関連する役職員に広く情報が共有されるように努める。

2017年12月1日

株式会社ジーテクト
代表取締役社長
高尾 直宏